

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還・請求権個別案件

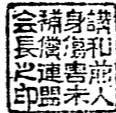
メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43693

2 講和前人身傷害未補償者の補償問題

総理府
特達局長
山 野 幸 吉 殿

未補償連発第 25 号
1969年11月10日

議和前身被害未補償者連盟
会長 川 野 長 八 郎



議和前身被害未補償者に対する
補償方要請陳情について

みだしのことについて1945年8月16日より1952年4月27日間に於ける米合衆国軍隊及びその要員の作爲又は不作為により生じた人身の死亡、及び傷害に対する補償支払いは御承知のとおり米国公法89-296号及び高等弁務官布令60号によつて1967年10月より支払いが開始され始めるとが処理されておりますが、次の理由により請求澳れになつて居るものがあります。

- 1、該当者の生活基盤が不安定で住所が確定してなかつた。
- 2、該当者自身が議和前補償の内容を理解してなかつた。
- 3、申請の時点で被災の証拠書類の完備に時間を要し締切に間に合わなかつた等。

このようにして請求澳れになつた者は、当連盟の調査した如、1969年10月31日現在死亡160件傷害157件で合計317件となつて居ります。これ等申請者の補償要求額が総額\$573,954.18となつて居ります。

被災者は路頭に迷ひ誠に惨めな悲慘な毎日を送つて居り、これ迄生活の保護を受ける筈して生活を維持して来たのも多く、この補償の實現を待ち望んで居る実情であります。

以上のような事情を御斟酌下さいまして、これ等の補償澳れに対しまして早急に補償して戴くよう貴官の寛大なる御指撥を懇願申し上げ併せて早急實現方を要請陳情致します。

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

講和後補償の請求決定について
45.8.27.
米北一

講和後補償の請求決定と、講和
前人身傷害未補償者連盟会長から

昨年11月10日付の特別報告
に提出された様情について、昨年に

月2日付の局長宛アメリカ局長公信
(別添付)を以て、交渉の経過

と、3日付の局長宛
公信(1)を以て、8月27日

0年の向い、別添付の通り、送付済み。

下記調査資料を入手した。2
別添付の通り。

記

(1) 昨年10月31日現在を以て、講和前
人身傷害未補償者連盟の集計

317件、57万8954ドルの集計表
(別添付2)

(2) 米北11の調査基準と同一の
に、昨年8月10日、総務局の土地簿

作成の「補償調査基準」
(別添付3)

手付印
事務系

アメリカ局長
参事
北米一課長

引
取
本

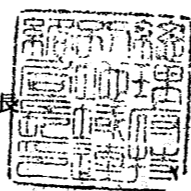
各
理
係

総特第3975号

昭和44年12月2日

外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長



講和前人身傷害未補償者に対する補償方要請
陳情について

標記について、講和前人身傷害未補償者連盟会長から別紙の
とおり陳情があつたので、通知する。

(添付資料)

1. 講和前人身傷害者未補償者の申請書集計表(1969年10月31日現在)
2. 補償算定基準(1968年8月1日)



総 理 府

272
3975

要 則
官 務
方 針
渉 外
調 査
航 空
科 学 協 力
連 絡 調 査
力 ま だ
局 庶 務

1969年10月31日現在

講和前人身傷害未補償者の申請書集計表

死亡者	160件
傷害者	157件
合計	317件
補償要求総額	\$573,954.18

講和前人身傷害未補償者連盟

死亡

160件

小計弗 280,449.41

市町村名	氏名	被害発生日 年 月 日	発生原因	補償要求額	死亡
国頭村	金城 治則	1947. 8.20	G.M.Cにはねられる	1,757.20	死亡
	玉城 久治	1945. 9. 8	ジープにはねられる	1,659.07	
	真栄田 親次郎	1945. 9.25	銃で射たれる	2,175.20	
	仲井間 泉元	1945.12.28	トラックより転落	1,624.76	
	西 銘 ヨン子	1951. 2.12	G.M.Cの車より転落	1,038.80	
	宮城 ナヘ	1945.12.16	かけ下へ転落	1,184.80	
羽地村	与那嶺 ナベ	1945. 8.23	強姦(暴行)	1,528.80	
	上間 武一	1950. 1.31	トラックに轢かれる	869.20	
上本部村	上間 徳次郎	1948. 7. 2	銃弾の爆発	1,696.40	
	仲原 孫次郎	1948. 4.23	銃による射殺	1,696.40	
本部町	比嘉 半七郎	1948. 6.15	銃による貫通	1,839.48	
	金城 博助	1945.10. 5	上同	1,908.52	
	城間 カマド	1949. 9.18	発砲により即死	1,528.80	
名護町	当山 武貞	1945. 8.24	地雷の爆死	1,038.80	
	比嘉 常太	1947. 7.25	トラックの下敷	1,653.60	
	比嘉 栄蔵	1947. 1.28	車に突倒される	1,653.60	
	比嘉 与吉	1946.12.25	G.M.Cのトラックより 転落即死	1,653.60	
	岸本 稔男	1949. 1. 6	ウインチのワイヤーによる即死	1,799.60	
	金城 忠一	1947. 3.30	G.M.Cの轢死	2,030.20	
	大兼久 記真	1946. 7. 9	爆弾の爆発	1,884.20	
久志村	運天 寛仁	1945. 9. 3	ジープの転覆	3,240.60	
宜野座村	城田 鄭信	1947. 2.17	G.M.CとG.M.Cとの 間にはさまれ	1,799.60	
伊江村	知念 重夫	1951. 2.21	砲弾の爆発	1,645.60	
	並里 弘武	1949.11. 4	地雷爆発	1,038.80	

市町村名	氏名	被害発生日 年 月 日	発生原因	補償要求額	死亡
伊江村	与儀 実蔵	1949.12.11	砲弾の爆発	2,322.20	死亡
	内間 清正	1947. 5.29	機関砲の爆発	1,038.80	
	並里 正栄	1947. 5. 8	砲弾の爆発	2,468.20	
	玉城 サダ子	1949. 4. 5	砲弾の爆発	1,038.80	
	玉城 忠仁	1949. 4. 5	砲弾の爆発	1,038.80	
今帰仁村	高良 幸俊	1949.11.13	上同	1,038.80	
	玉城 薫	1949.10.26	トラックにはねられる	1,038.80	
	仲本 徳幸	1947. 2. 1	車にはねられる	1,884.20	
	前田 武徳	1946. 3.24	手榴弾の爆発	1,903.20	
	平良 新松	1947. 9.29	地雷の爆発	1,757.20	
	島袋 武次	1945. 9. 3	米軍による射殺	1,903.20	
右川市	島袋 ナベ	1951. 6.26	車の転覆	1,350.76	
	知念 カメ	1951. 6.26	上同	1,038.80	
	宮里 カナ	1945.10.19	車で突倒される	1,038.80	
	石川 善得	1951.11. 1	車にはねられる	1,038.80	
美里村	島袋 久栄	1948.12.28	米軍の車にはねられる	1,038.80	
	久高 将徳	1947. 2.25	車の転覆	4,037.05	
	太田 ヨシエ	1944. 8.22	車にはねられる	1,038.80	
	仲嶺 真助	1952. 4.10	引火(外人)	1,653.60	
	佐渡山 三郎	1947. 2.25	車の転覆の際下敷	1,653.60	
	仲宗根 博	1946.11. 7	地雷の爆発	1,038.80	
	外間 蒲郎	1951. 4. 6	車上より転落	2,082.60	
	平安 善栄	1947.12.25	トラックの前部に強打	5,357.31	
	横田 克栄	1947. 2.25	車の転覆の際下敷	2,091.60	

市町村名	氏名	被害発生年月日	発生原因	補償要求額	死亡
与那城村	川根 武	1950.10.18	車の転覆	2,218.60	死亡
	長浜 幸栄	1943. 7.11	感電死	2,072.60	
	久保田 正栄	1950.10.18	車の転覆	1,653.60	
	根保 ヨシ	1950. 3. 4	銃の発射	2,503.64	
	松田 信一	1946. 4.18	ワイヤーにうちめされる	1,653.60	
	国吉 タケ	1949. 2. 8	機関銃の射撃	1,476.80	
	徳比嘉 進	1947. 8.19	同上	2,760.20	
	徳嶺 カマド	1948. 4.11	車より転落	1,038.80	
	新門 武一	1948. 3.	銃撃による	1,038.80	
	大屋 タケ	1946. 3.15	射殺	1,038.80	
	香村 清	1951. 3.12	車にはねられる	2,176.20	
	天願 加那三	1949. 2. 8	銃撃による	1,038.80	
勝連村	伊盛 亀	1949. 4.13	クレーンの荷落下	2,275.56	
	西前門 亀	1946. 2. 6	G. M. Cにはねられる	2,176.20	
	盛小根 秀信	1946.11. 9	クレーンの荷が落下	1,653.60	
	浜崎 善昌	1948. 9.23	車より転落	1,653.60	
	勝上 亀太郎	1947. 4.26	クレーンの荷落下	2,072.60	
	栄門 松金	1947. 1.20	車より転落	1,926.60	
	知名 シゲ	1946. 1.10	トラック転覆	1,653.60	
	高良 誦	1946. 4. 5	同上	1,937.30	
	徳村 昭栄	1947. 1.20	車より転落	6,264.28	
具志川市	平川 ウト	1946. 3. 3	G. M. Cにはねられる	1,038.80	
	祝嶺 賢達	1945. 8.25	不発弾の爆発	1,945.80	
	宮里 朝弘	1949. 2.25	クレーンの荷で下敷	2,496.00	

市町村名	氏名	被害発生年月日	発生原因	補償要求額	死亡
具志川市	具志堅 善考	1948.12.22	発砲による即死	1,870.38	死亡
	瑞々院 牛助	1946.10. 5	暴行	3,090.92	
	新垣 ヨシ子	1946. 3.10	暴行(強姦)	3,120.84	
	上原 孝健	1945. 9.15	発砲による	2,614.34	
	安グ名 コセイ	1945. 8.19	発砲	1,055.60	
	池端 真徳	1945. 9.24	兵隊に連れ去られる	869.20	
	池端 秋	1945. 9.24	同上	1,038.80	
	伊波 光子	1945. 8.21	同上(行方不明)	1,038.80	
	安グ名 カマ	1945. 8.16	銃で貫通	1,038.80	
	上原 トシ子	1945.11. 3	同上	877.04	
	平良 長順	1945. 8.17	発砲	1,347.36	
	金城 靖助	1946. 4. 6	トラック転覆	3,522.62	
	伊波 春枝	1945. 8.21	米兵に連れ去られる	869.20	
	安グ名 盛栄	1945. 8.16	銃弾による貫通	1,038.80	
コザ市	町田 宗一	1947. 6. 4	車による圧死	1,653.60	
	喜友名 朝二	1950.12.13	ブルドーザーによる	2,218.60	
	湯田 文子	1947.12.10	車より転落	1,945.60	
	島袋 ウシ	1947. 4.17	G. M. Cにはねられる	1,038.80	
	比嘉 ウト	1948. 6.13	G. M. Cにはねられる	1,603.80	
	島袋 カマダ	1948. 8.14	トラックにはねられる	1,476.80	
	伊良波 清	1947. 8.14	同上	1,038.80	
読谷村	吉田 シズ	1950. 1.30	トラックにはねられる	1,895.80	
	新垣 弘子	1952. 4.26	車にはさまれる	1,058.80	
	富着 仁栄	1946. 2.13	消防車より転落	2,218.60	
	屋宜 盛登	1951.11. 1	車にひかれる	2,802.60	

市町村名	氏名	被害発生年月日	発生原因	補償要求額	死亡
嘉手納村	金城全昌	1946.5.3	G.M.Cにはねられる	1,038.80	死亡
	吉味エツ子	1950.7.10	同上	1,038.80	
	津波古次郎	1951.7.27	同上	1,929.60	
北中城村	与儀安順	1951.2.24	トラックの下敷	2,213.60	
	大城富夫	1951.3.24	G.M.Cにはねられる	869.20	
	宮城栄徳	1945.10.10	ジープより転落	1,653.60	
	宮城トミ	1949.11.27	車より転落	1,799.60	
中城村	川上昭仁	1952.4.10	引火	1,945.60	
	新垣正夫	1950.5.23	車が転覆	1,799.60	
	比嘉山戸	1948.12.29	発砲	1,884.20	
	新垣俊一	1949.3.10	砲弾が爆発	2,143.00	
宜野湾市	宮城武勢	1948.4.29	不発弾が爆発	2,218.60	
	宮城繁雄	1950.7.29	車にはねられる	1,038.80	
	仲村喜栄	1951.10.22	トラックにひかれる	1,926.60	
	伊佐英助	1949.6.20	崖下に転落	2,855.44	
	上原亀作	1948.4.11	トラックの衝突	2,030.20	
	石川信公	1947.5.20	G.M.Cにはねられる	1,611.20	
	宮城敏	1947.7.5	ジープにはねられる	1,457.80	
浦添村	又吉清幸	1950.8.10	暴行	1,885.04	
	棚原三郎	1946.8.10	大型車にはねられる	1,038.80	
	仲西正信	1948.9.14	G.M.Cにはねられる	2,207.64	
西原村	城間政一	1945.9.1	車輻に轢かれる	2,383.60	
那覇市	川野照久	1950.10.5	発砲により即死	1,613.60	
	金城順栄	1948.8.30	船腹に衝突	1,799.60	

市町村名	氏名	被害発生年月日	発生原因	補償要求額	死亡
那覇市	根路銘恵助	1949.9.20	暴行	1,038.80	死亡
	根路銘カナ	1949.9.20	"	1,038.80	
	山城芳子	1946.8.13	ジープにはねられる	1,622.80	
	照屋全保	1946.2.1	トラックより転落	1,653.60	
	山内昌栄	1946.5.24	扇風機による事故	1,789.60	
	平安山良政	1946.1.19	G.M.Cトラック転落	1,926.60	
	渡嘉敷直政	1949.12.24	引火	1,926.60	
	喜納政栄	1951.6.18	トラックとトレーにはさまれる	2,218.60	
	国吉一男	1944.3.12	G.M.Cにはねられる	1,618.43	
	官里栄長	1949.5.1	頭部強打	2,083.94	
	比嘉松	1946.1.19	G.M.Cトラック転落	1,653.60	
	安良城貞子	1948.8.2	トラックに轢かれる	1,653.60	
	仲宗根堅悟	1951.7.4	引火	1,663.74	
	上地栄追	1947.11.11	射殺	1,611.20	
	新城安昌	1950.8.16	G.M.Cにはねられる	2,091.60	
豊見城村	具志三郎	1946.8.19	車より転落	1,959.35	
糸満町	国吉真加	1948.11.2	砲弾が爆発	2,014.95	
	国吉真行	1948.11.2	"	2,746.60	
	国吉真栄	1948.11.2	"	1,955.80	
	金城勇好	1946.1.20	車にひかれる	869.20	
東風平村	野原清吉	1946.10.12	ジープの転覆	2,438.30	
玉城村	稲嶺武	1949.6.23	車の転落	1,611.20	
佐敷村	城間徳一	1947.2.18	ブルドーザに敷かれる	1,653.60	
大里村	銘刈春起	1948.6.5	電気1コによる事故	1,653.60	

市町村名	氏名	被害発生年月日	発生原因	補償要求額	死亡
大里村	知念正良	1947.9.24	引火	1,653.60	死亡
南風原村	城間秀信	1952.4.10	"	1,653.60	
	神里恒夫	1951.12.25	M.Pの車にひかれる	1,038.80	
粟国村	新里愛子	1945.9.25	ジープにひかれる	869.20	
	小島マツ	1945.9.5	G.M.Cにはねられる	1,049.16	
	糸列三雄	1945.11.19	車にはねられる	869.90	
	山城亀	1945.9.10	発砲	1,677.73	
石垣市	上原利夫	1949.7.10	射殺	2,030.20	
	尾崎義美	1951.8.26	大木が頭上に落下	1,799.60	
	山城国男	1947.11.17	作業中の水死	1,653.60	
	鈴木宏	1949.1.10	車と車にはさまれる	1,801.20	
与那原町	知念良松	1945.9.20	作業中の事故	2,519.36	
	西原仁政	1947.1.26	同上	1,653.60	
	米須清富	1946.12.22	2号トラックと電柱にはさまれる	1,653.60	
平良市	下地学	1949.4.13	発砲により即死		

傷 害

1 5 7 件

小計 293,504.77

市町村名	氏名	被害発生年月日	発生原因	補償要求額	傷害
国頭村	島袋茂夫	1950. 3.16	クレーンの荷が落下	2,873.06	傷害
	糸満盛保	1945.12.15	機銃による貫通	2,092.52	傷害
	知花徳次郎	1950. 4.25	銃の発砲	4,083.27	
	玉城安秀	1945. 9.10	銃でうたれる	2,100.78	
羽地村	座脇政勇	1945. 9.10	発砲により	364.00	
本部町	大城重雄	1945. 8.29	米兵の暴行による	1,613.83	
	松田ウサ	1949.10.24	かけ下転落	1,472.80	
名護町	仲宗根和子	1949. 8.18	砲弾爆発による	750.00	
	仲宗根次郎	1945.10.20	銃による	2,133.94	
宜野座村	安富祖福成	1950.10.18	トラックの転覆	325.18	
伊江村	内間勇吉	1945. 8.30	G. M. O 転覆	3,121.00	
	儀保トミ	1945.10.25	地雷の爆発	159.60	
	棚原健次	1945.10. 9	砲弾の爆発	1,655.60	
伊江村	平安山良一	1946. 3.15	雷管の爆発	1,834.18	
	浦崎直和	1948. 8. 6	J. C. T 爆発	310.25	
	与儀実人	1949.12.11	砲弾の爆発	1,328.00	
	宮里ツル	1948. 8. 6	L. C. T 爆発	518.32	
	亀里久次	1948. 8. 6	上 同	1,336.50	
今帰仁村	小波津次郎	1949. 8.20	銃による	154.00	
石川市	伊波八重	1945. 8.22	銃の発砲	2,726.38	
	島袋盛福	1947. 2.25	車が転覆	361.45	
	平良善盛	1946. 3.15	トレーラにはさまれる	1,600.88	
	名嘉真ウシ	1952. 1	車の下敷	2,016.62	
美里村	玉栄三郎	1946. 4. 5	トラックの転落	2,353.62	

市町村名	氏名	被害発生年月日	発生原因	補償要求額	傷害
美里村	平良良正	1947. 2.25	車が転覆	496.17	
	屋宜蒲	1950. 9.10	米兵に頭部うたれる	253.44	傷害
	上地安彦	1947. 2.25	車が転覆	557.72	
	仲宗根盛恒	1947. 2.25	同上	1,611.50	
	島袋春子	1948. 3. 4	M. Kの車にはねられる	902.44	
	謝花喜光	1947. 2.25	車が転覆	1,154.69	
	上江刈安雄	1947. 2.25	同上	266.92	
	大嶺昌栄	1947. 6.30	米兵に暴行される	1,110.90	
与那城村	徳森正雄	1950.10.18	トラック転覆	1,930.16	
	大城金徳	1950.10.18	上 同	1,864.14	
	伊計亀	1949. 5. 7	鉄材が落下	3,852.56	
	山根政弘	1950.10.18	トラック転覆	3,372.50	
	長堂清光	1950.10.18	同上	2,812.84	
	儀保清文	1949.10.18	トラックの転覆	1,948.94	傷害
	那覇清景	1950.10.18	同上	1,801.21	
	田原正助	1947. 2.20	資材落下	1,938.95	
	中村正基	1950.10.18	トラック転覆	2,901.41	
	川根貞信	1950.10.18	同上	3,578.30	
	田原武栄	1952. 4. 5	ジープにはねられる	740.144	
	那覇光政	1950.10.18	トラック転覆	4,249.86	
	那覇盛光	1950.10.18	同上	3,628.39	
	山根松弘	1950.10.18	同上	3,180.42	
	山根昌一	1950.10.18	同上	3,914.12	
	那覇賢一	1950.10.18	同上	1,188.00	

市町村名	氏名	被害発生年月日	発生原因	補償要求額	傷害
与那城村	大庭 平	1950. 3.18	荷材落下	2,867.83	傷害
	久保田 武太	1946. 2. 2	銃弾発砲	7,978.36	
	佐渡山 次郎	1946. 6.10	アンブランス車にはねられる	1,261.32	
	仲上門 マサ	1949. 2. 8	機関銃で射られる	2,181.68	
	山城 勇吉	1950.11.16	銃でうたれる	8,694.96	
	森山 朝昭	1951. 5. 4	車の転覆	1,044.28	
勝連村	知念 源昌	1946. 4. 5	トラック転落	13,729.18	
	伊盛 樽	1948. 4. 6	クレーンの荷落下	6,197.74	
具志川市	宮里 朝孝	1946. 5.10	ジープにはねられる	949.20	
	島袋 マツ	1946. 9.10	暴行	2,198.25	
	高江洲 裕良	1951.10.16	車より転落	7,867.78	
	知念 敏子	1945. 11	銃でうたれる	232.12	
	志グ真 不二男	1951. 7. 3	ジープに突きとばされる	268.00	
	目取真 真魚	1945.10.20	発砲	889.00	
	座間味 マツ	1946. 10	発砲	526.68	
具志川市	目取真 栄吉	1945.10.20	発砲	112.60	
	外間 ツ栄	1951.12.28	トラックにひかれる	2,795.70	
	金城 ツル	1945. 8.18	暴行(強姦)	1,081.14	
	具志堅 善光	1946. 4.25	暴行	1,072.38	
	伊礼 ウト	1945.10. 6	ジープにはねられる	587.60	
	目取真 栄秀	1945.10.14	発砲による	148.40	
	目取真 トシ	1945.10.14	同上	130.20	
	古謝 政栄	1946. 4.14	暴行	297.07	
	幸喜 真牛	1952. 2.16	空ビンを投げつけられる	829.16	

市町村名	氏名	被害発生年月日	発生原因	補償要求額	傷害
具志川市	安慶名 武則	1947. 4.20	G.M.Cトラックから石を投げられる	940.8	傷害
	栄野川 盛治	1945.10.20	トラックに突きとばされる	1,456.00	
	幸喜 加那	1945. 8.25	不発弾の爆発による	1,127.58	
	古謝 政松	1951. 2.	暴行	6,086.24	
	座間味 保	1949.12.17	暴行	526.68	
	仲尾次 嗣勇	1951. 4.13	トラックに突きとばされる	3,558.80	
	島袋 盛孝	1950.11.12	電気ノコギリによる	1,326.74	
	島袋 松助	1948. 8.22	トラックに突きとばされる	818.16	
	比嘉 トヨ	1946. 8.12	ジープの下敷	784.54	
	又吉 康信	1948.10.23	ガソリン引火	3,383.66	
	安慶名 盛松	1948. 8.13	トラックにはねられる	2,816.24	
	山田 義彌	1947. 4.22	車が転覆	1,078.65	
	仲宗根 弘	1947. 4.22	車が転覆	1,026.03	
	小谷 良	1946. 8.24	荷車に押しつぶされる	3,414.50	
	田場 盛喜	1946. 8.20	地雷爆発	511.20	
コザ市	仲松 信一	1947. 2.25	車が転覆	1,333.2	
	久志 英三	1949. 8.12	電気カンナによる	609.06	
	勝連 盛吉	1951.12.30	兵隊に暴行される	2,000.68	
	島袋 重良	1947. 3.10	トラックにはねられる	279.16	
	喜納 正弘	1948. 8. 6	L.S.Tの爆発により	637.50	
	石原 ヨン子	1945.10.25	車で轢かれる	801.72	
	外間 朝和	1951. 8. 1	G.M.Cトラックにはねられる	15,170.80	
	比嘉 林英	1945.11. 8	銃の発砲による	1,013.30	
読谷村	仲宗根 ハル	1948. 2. 8	火傷を負う	1,292.40	

市町村名	氏名	被害発生日	発生原因	補償要求額	傷害
流谷村	我喜屋 良行	1951.12.3	銃弾の貫通による	1,484.85	傷害
	新垣 長吉	1949.7.10	暴行	2,323.46	
	比嘉 徳栄	1947.1.29	火傷を負う	855.60	
	幸喜 繁成	1948.5.22	ジープでひかれる	608.80	
嘉手納村	幸地 維吉	1948.11.16	車にひかれる	1,839.70	
	古謝 秀次郎	1948.9.	同・上	958.54	
	大嶺 恵美子	1949.7.4	G.M.C.にはねられる	1,340.30	
北中城村	安里 盛吉	1947.5.22	地雷の爆発	1,511.20	
	比嘉 栄治	1946.6.	G.M.C.にはねられる	520.80	
宣野湾市	又吉 カナ子	1948.9.19	トレーラーにはねられる	1,797.02	
	多和田 真喜	1946.9.	G.M.C.にはねられる	1,045.80	
	当山 ハル	1949.11.20	トラックにはねられる	2,519.38	
浦添村	比嘉 一雄	1948.9.	車にはねられる	1,291.61	
	佐久川 正嗣	1947.3.17	タイヤに強打	3,039.16	
	仲西 松吉	1948.5.25	頭部打撲	92.20	
	上間 正光	1948.10.	車にはねられる	387.12	
	宮城 カマ	1948.4.15	ジープにはねられる	481.54	
	佐久本 文子	1948.9.3	暴行(強姦)	2,216.94	
西原村	城間 健	1948.11.13	トラックにはねられる	306.32	
那覇市	宮里 トミ	1946.3.17	銃でなぐられる	678.30	
	玉城 正昇	1947.12.1	爆発	453.60	
	安里 健次郎	1945.9.17	大型輸送車にはねられる	1,941.05	
	江列 賀進	1948.11.20	材木で裂傷	445.44	
	比嘉 誠勇	1946.4.10	材木の下敷	2,613.94	

市町村名	氏名	被害発生日	発生原因	補償要求額	傷害
那覇市	上原 弘次	1949.6.1	引火	387.26	傷害
	上原 忠雄	1947.2.9	ジープにひかれる	1,479.71	
	仲宗根 勝子	1948.4.5	車にはねられる	1,088.51	
	当間 カメ	1945.10.20	爆発事故	1,345.26	
	玉城 金市	1945.9.20	発砲による貫通	1,091.08	
	長嶺 ナベ	1946.8.22	車にひかれる	1,793.54	
	照屋 朝明	1947.3.17	車より転落	577.77	
	饒平名 知恵	1947.2.25	トラックにはねられる	2,063.15	
	石川 清敏	1947.2.25	転覆事故	1,475.56	
	釜城 盛秀	1946.9.17	ピストルで貫通	1,164.78	
	東江 スエ	1945.10.29	銃でうたれる	304.08	
	伊良波 長文	1947.2.9	トラック転覆	1,859.58	
	石川 清順	1951.2.19	荷と車の棚にはさまれる	428.40	
	上原 和子	1946.2.10	暴行	10,683.42	
	伊集 ッル	1949.8.21	火傷	1,703.36	
	古波 蔵保良	1949.6.20	トラックにはねられる	594.30	
豊見城村	大城 笑	1947.11.13	トレーラーにはねられる	701.90	
	国吉 純子	1949.6.29	銃弾を発砲	910.58	
糸満町	大城 牛助	1946.10.15	暴行	709.60	
	山城 正吉	1947.8.23	暴行	958.50	
	金城 キヨ	1946.10.15	暴行(強姦)	5,223.4	
東風平村	金城 満子	1949.8.22	銃で貫通	843.64	
具志頭村	久保 文	1945.10.4	発砲	1,609.90	
玉城村	玉城 マツ	1949.9.5	暴行(強姦)	490.00	

市町村名	氏名	被害発生年月日	発 生 原 因	補償要求額	傷 害
佐敷村	西村 ナベ	1945. 9.10	発砲	1,351.14	傷害
	金城 ウシ	1949. 1. 1	ジープにはねられる	2,344.68	
	屋比久 桃吉郎	1945. 9.10	暴行	1,640.82	
大里村	城間 カメ	1949.11.20	銃で貫通	876.40	
南風原村	田場 清幸	1947. 2.	火傷引火	726.80	
	金城 マカ	1949.11.14	暴行(強姦)	1,502.04	
粟国村	末吉 静江	1945. 9.23	発砲	224.56	
下地町	川満 金七郎	1949. 2.15	猟銃散弾	1,004.50	
石垣市	砂川 恵孝	1947.12.28	不法発砲貫通	927.23	傷害
竹富町	崎 枝 剛	1948. 4.15	ブルトーザの索引	1,286.70	
	末吉 勇	1948. 4.15	"	3,301.866	
与那原町	長嶺 春康	1949. 3.18	G. M. CKにはねられる	2,818.33	
	伊佐 松	1948. 7.	暴行	2,912.86	
合 計	317件			573,954.18	

1969年8月1日

補償算定基準

法務局土地課

(調査の対象となる期間)

調査は、1945年8月16日から1952年4月27日までの期間において発生した事件についてなすものとする。

(調査の範囲)

身体、生命についての被害は加害者がアメリカ合衆国軍隊又はその構成員であるものに限る。

補償請求項目とその算定基準

身体生命の被害

1. 遺族補償

死亡の場合は、遺族に対して別表第一に定める基準収入日額（死亡した者が有職者であった場合は扶養を受けている配偶者に対して27.3仙、18才未満及び不具廢疾の子、並びに扶養を受けている父母（註1）に対して各1人につきそれぞれ、14.6仙を基準収入日額に加算した額）の1,000日分に相当する額。

説明

(1) 遺族補償は、被害者が死亡した場合にその遺族その他被害者の収入に頼って生活している者又は被害者と生計を一にする遺族を救済するために支給するものである。

(2) 1958年9月現在の平均賃金を採用した理由

イ 請求日現在の額であること（請求日に一番近接して調査された統計によった。）

ロ 被害当時に賠償を受けておけば、現在迄に受けたであろう利息が考慮されたこと。

(3) 被害者が有職者の場合加算する理由

有職者を失った家族に対する経済的負担を軽減するために補充的に加算するものであり、その加算額は（扶養を受けている配偶者の場合）1958年9月現在の全産業別男女平均賃金日額の2.0%に相当する27.3仙とした。

その額は生活保護法による生活扶助基準額（1958年、2、1告示25号）の大人1人当りの生活費月額4,011仙及び住宅費4,177仙から日額を算出した。又18才未満の子、不具廢失者及び父母の場合も全産業別男女平均賃金の10%相当額であり前者と同様子供1人当り平均生活費月額4,144仙及び教育費月額2,400仙から日額を算出した。

2. 葬祭料

死亡の場合は遺族に対して別表第一に定める基準収入日額の60日分に相当する額。

3. 障害補償

負傷又は疾病にかかりなかつたときになお身体に障害がある場合は別表第一に定める基準収入日額（負傷又は疾病にかかった者が有職者であった場合は障害の程度により別表第二に定める額を基準収入日額に加算した額）に労働基準法施行規則（1953年11月23日規則第104号）

第38条に定める身体障害等級表、別表第三による等級日数を乗じた額。

説明

- (1) 負傷又は疾病がなおった後なお残る身体障害とは強度の視力障害、聴力及び言語機能の障害、肢切断又は肢体不自由、中枢神経機能障害等のため職業能力が損傷されている者で「別表第三」に示す障害をいう。
- (2) 有職者の場合基準収入日額に加算する理由
 - イ 無職者の場合と異り、有職者が障害を受けた場合は、その家族の生計に経済的に影響を及ぼすので、補充的に加算してその経済的負担を軽減させる。
 - ロ 障害の程度に応じて影響の程度も異ってくるので負担軽減のための加算額も障害の程度に応じて段階を設けた。

4. 休業補償

療養のため勤労による収入を得ることができない場合は療養の期間中（註2）別表第一に定める基準収入日額の100分の80に相当する額。

説明

- (1) 休業補償の支給額を基準収入日額の100分の80とした理由
休業補償は休業期間中の生活を保障するためのものであるが、休業期間中は実際に働いていないので、現実に働いて居る者と同じに支給することは均衡を欠くことになるので80%支給した。

5. 療養補償

疾病がなおるまでに要した療養費で1948年3月31日までは無料診療期間であるので1948年3月31日までは第1期間、同年4月1日以降を第2期間とし、次の各号に定める額とする。

a 第1期間の場合

1. 治療費 無料
2. 入院、通院及び自宅において「療養のために要したその他の経費」は次のとおり
 - (1) 入院及び通院の場合は、日額28仙とした。
 - (2) 自宅治療の場合は、前項の日額の2分の1即ち14仙とした。

b 第2期間の場合

1. 入院料及び膳料については、病院、診療所、徴収規則（1952年10月20日規則第23号）に定められた額（1日に付75仙）とする。
2. 治療費については、入院の場合も通院治療による場合も同一に患者1人当りの平均治療費日額を57仙と定め、被害者の入院又は通院日数に乗じて算定する。治療費の平均日額

の算定方法は、沖縄中央病院における1951年4月1日から1952年9月30日までの間の軍労務に従事中、傷害をうけた患者の料金取立台帳により、1人当りの平均日額を算出した。

3. 入院及び通院の場合は「療養のために要したその他の経費」は第1期間の場合と同じ（第1期間の2(1)）
4. 自宅において「療養のために要したその他の経費」も第1期間の場合と同じ（第1期間の2(2)）

説明

「療養のために要したその他の経費」とは入院中の被害者と家族が連絡のため必要な交通、通信費又は通院中の被害者の交通等に要した費用、栄養補給（牛乳、卵、果実等）及び療養に附随して必要な物品（永枕、タオル、チリ紙、上草履等）等の購入に要した費用である。

6. 傷害致死

傷害を受けて療養したが治癒せず死亡した場合は次のとおり算出した額。（療養補償額+休業補償額+遺族補償額+葬祭料）

7. 強姦

(1) 精神的苦痛の場合

精神上の苦痛に対する賠償として被害時における平均賃金（別表第一）の500日分相当額

説明

- イ 貞操を侵害されることは東洋の慣習から生命の喪失と同様婦人にとっては非常に重大な打撃であり、そのため本人の一生に不幸が続くことになるので、生命喪失の場合の2分の1額を相当とした。
- ロ 又、日本の裁判所におけるこの種賠償請求事件を調べた処、最高20万円まで慰謝料が支払われた事例がある。（昭和30年、1950、司法統計年報3）それによると10万円以上20万円円の中間が15万円円となり、同じく、戦前における慰謝料支払命令の判決（総合判例研究叢書民法4222頁）のあった1人平均は現在の貨幣価値に換算すれば17万円円（472ドル）余となるのでそれらも参考にして平均賃金日額の500日分相当の額とした。

(2) 強姦被害の場合

強姦された上、身体に傷害を受けた被害者に対しては、右の賠償金に傷害の場合の金額（療養補償+休業補償+障害補償）を加えた額

(3) 強姦致死の場合

強姦された直後に危害を加えられて死亡した被害者に対しては、遺族補償及び葬祭料と強姦の場合の賠償金を加えた額。

(4) 強姦により子供ができた場合

強姦の結果、被害者が加害者の子供を産み、その子供の養育を続けている場合は次のとおり算出した額

(強姦の賠償金+療養補償費+休業補償費+出産費+子供の養育費)

注 イ 休業補償の対象となる期間は労働基準法第66条に定められた5週間(35日)とする。

ロ 療養補償は、右の休業期間において医師又は、助産婦の診断、手当及び衛生材料の購入を必要とするので自宅療養として取扱った。

ハ 出産費は胎児の分娩及び出産に伴う処置に要する経費で医師又は助産婦に支払う費用である。

ニ 養育費については、生活保護法に基く生活扶助、住宅扶助及び教育扶助基準額により、義務教育の終了期間までを計算した。

説明

イ 満15才までの1人当り養育費は生活費795.70ドル、住宅費150ドル、教育費24ドル、計969.70ドルである。

ロ 出産費は普通行われている額(10ドル)とした。

(注1) 「扶養を受けている父母」とは、被害者と生計を一にしている被害発生時60才以上であった者をいう。

但し、60才未満の者でも特別な事情で主として被害者の収入によるものはこの限りでない。

(注2) 休業補償の療養の期間中とは、入院及び通院又は自宅療養を要した日数とする。

別表第(一) 収入日額基準

区分	死亡した者	基準収入日額	備考
有職者	勤労により給与所得を得ている者	平均賃金	平均賃金又は平均収入日額が0.98ドルに満たないときは、0.98ドルとし、3.80ドルを超えるときは3.80ドルとする。但し葬祭料については2.94ドルを超えるときは2.94ドルとする。
	自家営業等により所得を得ている者	平均収入日額	
無職者	幼児	0.82ドル	
	就学児童及び生徒	0.98ドル	
	大学生	1.14ドル	
	妻	0.98ドル	
	一時的に失職又は失業状態にある者	前職による平均賃金又は平均収入日額の100分の70に相当する額。	
	その他の無職者	0.98ドル	

説明

1. 被害者の平均賃金(又は平均収入日額)算定にあたっては、民間雇用者の場合1958年9月における全産業別平均賃金(1959年2月発行の統計月報57号32頁)の男女別平均賃金 男月額45.72ドル(日額1.52ドル)、女月額26.71ドル(日額0.89ドル)を採用したが、女の場合は職業別平均賃金の最下月額29.38ドル(日額0.98ドル)より低いのでその額まで引上げて計算した。

2. 備考欄0.98ドルは前項の統計月報57号33頁に掲げてあるサービス業従事者の平均賃金である。

3. 軍雇用労働者の場合の平均賃金は1958年1月の平均賃金(民政府労働部発表)月額46.92ドルを日額に直し、1.56ドルをもって計算した。

4. 無職者の基準収入日額は最低の平均賃金(日額0.98ドル)を基礎に日本における調達率の率に準じて算出した。

別表第(一) 障害補償加算額

	障害等級	加算額
A	第1級から第3級まで	1日につき 0.59ドル
B	第4級から第7級まで	" 0.49 "
C	第8級	" 0.29 "
D	第9級	" 0.15 "

第10級から第14級まで 加算なし

説明

- Aは終身自由を足すことができない場合
- Bは終身労務に服することができない場合
- Cは従来の労務に服することができない場合
- Dは従来業務に服することができても、著しい障害を残す場合

別表第(二) 身体障害等級表

等級	身体障害
第1級 1.340日	1. 両眼が失明したもの 2. 咀嚼及び言語の機能を廃した 3. 精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 4. 胸部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 5. 半身不随となったもの 6. 両上肢を肘関節以上で失ったもの 7. 両上肢の用を全廃したもの 8. 両下肢を膝関節以上で失ったもの 9. 両下肢の用を全廃したもの
第2級 1.190日	1. 1眼が失明し他眼の視力が0.02以下となったもの 2. 両眼の視力が0.02以下となったもの 3. 両上肢を腕関節以上で失ったもの 4. 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級 1.050日	1. 1眼が失明し他眼の視力が0.06以下となったもの 2. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3. 精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 4. 胸部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの

第4級 920日	5. 10指を失ったもの 1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 鼓膜の全部の欠損その他に因り両耳を全く聾したもの 4. 1上肢を肘関節以上失ったもの 5. 1下肢を膝関節以上失ったもの 6. 10指の用を廃したもの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級 790日	1. 1眼が失明し他眼の視力が0.1以下になったもの 2. 1上肢を腕関節以上で失ったもの 3. 1下肢を足関節以上で失ったもの 4. 1上肢の用を全廃したもの 5. 1下肢の用を全廃したもの 6. 10趾を失ったもの
第6級 670日	1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 鼓膜の大部分の欠損その他に因り両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの 4. 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 5. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7. 1手の5指又は拇指及び示指を併せ4指を失ったもの
第7級 560日	1. 1眼が失明し他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 鼓膜の中等度の欠損その他に因り両耳の聴力が40センチメートル以上では尋常の話し声を解することができないもの 3. 精神に障害を残し、軽易な労務の外服することができないもの 4. 胸部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務の外服することができないもの 5. 1手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を併せ3指以上失ったもの 6. 1手の5指又は拇指及び示指を併せ4指の用を廃したもの 7. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 8. 10趾の用を廃したもの 9. 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 10. 両側の睪丸を失ったもの
第8級	1. 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの

450日	<ul style="list-style-type: none"> 2. 脊柱に運動障害を残すもの 3. 神経系統の機能に著しい障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 4. 1手の拇指を併せ2指を失ったもの 5. 1手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を併せ3指以上の用を廃したものの 6. 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 7. 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8. 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 9. 1上肢に仮関節を残すもの 10. 1下肢に仮関節を残すもの 11. 1足の5趾を失ったもの 12. 脾臓又は1側の腎臓を失ったもの
第9級 350日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症視野狭窄又は視野変状を残すもの 4. 両眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 6. 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 7. 鼓膜の全部の欠損その他に因り1耳を全く聾したもの 8. 1手の拇指を失ったもの 示指を併せ2指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3指を失ったもの 9. 1手の拇指を併せ2指の用を廃したもの 10. 1足の第1趾を併せ2趾以上を失ったもの 11. 1足の5趾の用を廃したもの 12. 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級 270日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1眼の視力が0.1以下になったもの 2. 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 3. 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4. 鼓膜の大部分の欠損その他に因り1耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの 5. 1手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2指を失ったもの 6. 1手の拇指の用を廃したもの 示指を併せ2指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の3指の用を廃したもの 7. 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8. 1足の第1趾又は他の4趾を失ったもの

第11級 200日	<ul style="list-style-type: none"> 9. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10. 1下肢の3大関節中の機能に著しい障害を残すもの 1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 両眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの 3. 1眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの 4. 鼓膜の中等度の欠損その他に因り1耳の聴力が40センチメートル以上では尋常の話し声を解することができないもの 5. 脊柱に奇形を残すもの 6. 1手の中指又は環指を失ったもの 7. 1手の示指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の2指の用を廃したもの 8. 1足の第1趾を併せ2趾以上の用を廃したもの 9. 胸腹部臓器に障害を残すもの
第12級 140日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 1眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの 3. 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4. 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5. 鎖骨、肋骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8. 長管骨に奇形を残すもの 9. 1手の中指又は環指の用を廃したもの 10. 1足の第2趾を失ったもの、第2趾を併せ2趾を失ったもの又は第3趾以下の3趾を失ったもの 11. 1足の第1趾又は他の4趾の用を廃したもの 12. 局部に頑固な神経症を残すもの 13. 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 14. 女子の外貌に醜状を残すもの
第13級 90日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3. 両眼の眼瞼の1部に欠損を残し、又は睫毛を失ったもの 4. 1手小指を失ったもの 5. 1手の拇指の指骨の1部を失ったもの 6. 1手の示指の指骨の1部を失ったもの 7. 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9. 1足の第3趾以下の1趾又は2趾を失ったもの

第14級 50日	10. 1足の第2趾の用を廃したも、第2趾を併せ2趾の用を廃したも又は第3趾以下の3趾の用を廃したも 1. 1眼の眼縁の1部に欠損を残し又は睫毛禿を残すもの 2. 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3. 上肢の露出面に手掌面大の皴痕を残すもの 4. 下肢の露出面に手掌面大の皴痕を残すもの 5. 1手の小指の用を廃したも 6. 1手の拇指及び示指以外の指骨の1部を失ったもの 7. 1手の拇指及び示指以外の指の末関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1足の第3趾以下の1趾又は2趾の用を廃したも 9. 局部に神経症状を残すもの 10. 男子の外観に醜状を残すもの
備考	1. 指を失ったものとは拇指は指関節その他の指は第1指関節以上を失ったものをいう。 2. 指の用を廃したもとは、指の末関節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第1関節(拇指にあっては指関節)に著しい運動障害を残すもの 3. 趾を失ったもとは、その全部を失ったもの 4. 趾の用を廃したもとは、第1趾は末関節の半分以上その他の趾は末関節以上を失ったも又は趾趾関節若しくは第1趾関節(第1趾にあっては趾関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

償の金額を差引いた金額の障害補償を行わなければならない。

別表第三b 労働基準法施行規則(1953年11月23日規則第104号)

第38条 障害補償を行うべき身体障害の等級は別表第三aによる

- (2) 別表第三aに掲げる身体障害が2以上ある場合には、重い身体障害の該当する等級による。
- (3) 次に掲げる場合には、前2項の規定による等級を次のとおり繰上げる。但し、その障害補償の金額は各々の身体障害の該当する等級による障害補償の金額を合算した額を超えてはならない。

1. 第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合	1級
2. 第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合	2級
3. 第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合	3級
- (4) 別表第三aに掲げるもの以外の身体障害がある者についてはその障害程度に応じ別表第三aに掲げる身体障害に準じて障害補償を行わなければならない。
- (5) 既に身体障害がある者が負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合に、その加重された障害の該当する障害補償の金額より、既にあった障害の該当する障害補

アメリカ局長

秘密標記 (赤色)

本事務官

北米第一課

局長
子長
子長
子長

1228
26-25
46-1-17

第 368 号

昭和 45 年 12 月 24 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)

講和前人身損害補償

引用公・電信
日付・番号

今般 屋良行政主席より本使館書簡(12月

17日付法士才665号)を以て、標記に於て

11月18日付 講和前人身傷害未補償者連盟会長

付添添付 付添空便(行) 付添空便(DP) 付添船便(貨) 付添船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:

GA-3-1

3055 在外公館

- 事務官
- 力
- 渉外調査
- 業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 渉外
- 渉外
- 渉外



陳情書(未補償連発才77号)を転送
越したる、同陳情書(号)等併せて
心別添送付す。

GA-4

外務省

東京

知事へ

法土第 665 号
1970 年 12 月 17 日

復帰準備委員会 日本政府代表
高瀬 伸郎 殿

行政主席
屋良朝苗

講和発効前の人身傷害に対する補償
方要請陳情について(進達)

みだしのことについて、1970年11月18日づけで講和前人身傷害未補償者連盟会長から別添のとおり要請がありますので善処して下さいよう進達します。



復帰準備委員会
日本政府代表
高瀬侍郎殿

未補償連発第 77 号
1970年11月18日

宗社： 講和身請
未補償連和
前人身傷害未補償者連盟
会 長 川野長八郎

講和発効前の人身傷害に対する補償方要請
陳情について

講和発効前に於ける米合衆国軍隊及びその要員の作為又は不作為により生じた人身の死亡及び傷害に対する未補償の問題については、再三に亘りその早期解決方をその筋に対し要請して参りましたが未だに解決されておりません。

この補償洩れになつている者は被害を受けて20ヶ年余に亘りその補償の実現を期待しながら同じ被災者でありながら一方は2ヶ月前に補償されわれわれのみが未解決のまま放置されていることは全く不公平であり由々しき社会問題であります。

尚、該問題については琉球政府立法院に於いても去る定例会で早急に適切なる措置を講ずるべきであると要請決議になつております。

人命尊重の意味からも早急に補償しなければならぬと思ひます。

何卒、貴職に於かれましてもこの問題が一日も早く解決されるよう寛大なる御措置を強く要請し陳情致します。

尚、関係件数、要求額は下記のとおりであります。

(1970年10月10日現在)

死亡	164件	\$ 287,532.95
傷害	170件	\$ 308,012.11
合計	334件	\$ 595,545.06